

第45回学長選考会議議事要旨

日 時：平成28年2月17日（水）13時30分～14時45分

場 所：山口大学事務局2号館 2階 特別小会議室

出席者：今村，岩田，鎌田，田邊，田村，益田，御手洗【議長】，

兵藤，増本，坂井田，山本（節），中市，木村 13名

欠席者：福田，山本（博），高木，杉浦，小林 5名

オブザーバー：坂本

議事に先立ち、国際総合科学部の設置に伴い増員された新任委員について、委員名簿に基づき議長から紹介があった。

1 議事要旨の確認について

議長から、第44回学長選考会議の議事要旨について、資料に基づき確認があり、原案のとおり承認された。

2 学長の業務執行状況の確認について

議長及び事務局から、学長の業務執行状況の確認について、関係規則を制定する旨資料1及び参考資料に基づき説明があり、種々意見交換があった。

また、議長から、規則案については、意見交換の結果を踏まえ修正し、改めて書面審議を行う旨説明があった。

（主な意見）

<目的について（第二条関係）>

- ・業務執行状況の確認を行う主たる目的に、学長選考の適正性の担保を図ることを規定することには違和感がある。

<確認方法について（第四条関係）>

- ・学長への面談の際に参考とする事項について、法人評価の結果や監事監査の結果は、必要に応じて参照すれば十分であること、また、参照可能となる時期との関係もあることから、あえて記載する必要はないと思われる。
- ・学長への面談に当たり、本人による自己評価書を参考資料とするのが適切と考えられる。

<確認結果の取扱いについて（第五条関係）>

- ・業務執行状況の確認結果を本人に伝達することは、確認のプロセスとして当然必要なことと考えられる。
- ・確認結果を伝達する際の表現として、「報告」という文言では両者の間に上下関係があるように受け取れるため、他の適当な表現に変更すべきと思われる。
- ・業務執行状況の確認結果の公表に当たり、公表の内容、対象範囲及び方法等については、実際に確認を行った学長選考会議がその都度判断すればよいと思われる。

3 次期学長選考へ向けての申し送り事項について

議長及び事務局から、次期学長選考へ向けての申し送り事項について、資料2及び参考資料10に基づき説明があり、種々意見交換があった。

また、議長から、申し送り事項案については、意見交換の結果を踏まえ修正し、改めて書面審議を行う旨説明があった。

(主な意見)

- ・現学長選考会議からの申し送り事項に加え、前学長選考会議からの申し送り事項も併せて申し送りとしていることが分かるような記載を付加しておくべきと考えられる。
- ・任期に関する事項と再任手続きの柔軟化に関する事項とは別個に記載しておく方がよいと思われる。
- ・再任手続きの柔軟化に関する検討は意向調査に関する検討と併せて検討する必要があると思われる。

4 その他

議長から、大学院創成科学研究科の設置及び意向調査対象者に教育学部附属特別支援学校の校長を追加することに伴い、国立大学法人山口大学長選考意向調査実施細則の一部改正について、書面審議を行う旨説明があった。

<配付資料>

- ・学長選考会議委員名簿
- ・第44回学長選考会議議事要旨(案)

- ・資料1 国立大学法人山口大学長の業務執行状況の確認に関する規則(案)
- ・資料2 次期学長選考へ向けての申し送り事項(案)

- ・参考資料1 評価実施時の参考資料
- ・参考資料2 学長選考公示関係書類
- ・参考資料3 学長選考関係規則
- ・参考資料4 大学のガバナンス改革の推進について(審議まとめ)
- ・参考資料5 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について(通知)
- ・参考資料6 学校教育法及び国立大学法人法等の改正に関する実務説明会議事録
- ・参考資料7-1 業績評価の申合せ事例
- ・参考資料7-2 業績評価の公表事例
- ・参考資料7-3 求められる学長像事例
- ・参考資料8 山口大学ミッションの再定義
- ・参考資料9 明日の山口大学ビジョン2015
- ・参考資料10 学長選考会議に関する検討事項